告示

○総務省告示第二百七十四号

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第四条第一項の規定により、政党の要請があつたため、同項及び同条第二項の規定に基づき、対象政党事務所の敷地並びに当該対象政党事務所に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年六月三十日

総務大臣　山本　早苗

日本共産党中央委員会

対象政党事務所の所在地	東京都渋谷区	千駄ヶ谷四丁目二十六番七号
対象政党事務所の敷地	東京都渋谷区	千駄ヶ谷四丁目二十六番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設周辺地域に係る対象政党事務所	東京都渋谷区	千駄ヶ谷四丁目一番から十番まで及び二十番から三十一番まで 千駄ヶ谷五丁目二番及び四番から二十三番まで 代々木一丁目一番から四番まで、十六番から二十番まで及び三十番から三十五番まで

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を総務省に備え置いて縦覧に供する。

二　対象施設周辺地域の上空の法定区域（対象政党事務所に係る対象施設周辺地域の上空の法定区域をいう。）に交差する道路のうち三十メートル以下の道路同士が交差する区間における当該道路の中心線の延長が五百メートル以内の場合にあつては、当該区間の全てを含む。）が整備されるものとする。

三　対象政党事務所に係る対象施設周辺地域に含まれる道路の一方の側の歩道と道路の反対側の歩道とが接続する区間における当該歩道の幅員が二メートル以上であるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域は、対象政党事務所の敷地及び対象施設周辺地域に変更があつても、対象政党事務所の敷地及びこの表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更がない限り、この例による。

○総務省告示第二百七十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十八条第二号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第十八条第二項第四号の規定に基づき、通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第三百十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月三十日

総務大臣　山本　早苗

第9の次に次のように加える。

第10　民間事業者の安全管理の基準

令第18条第２項第４号に規定する当該事務及びカード記録事項の安全管理を適切に実施することができる者として総務大臣が定める基準は、次に掲げるとおりとする。

1　役員等の基準

民間事業者の役員若しくは条例等利用アプリケーションの搭載等の業務を統括する者のうちに、法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）の規定（同法第32条の３第７項及び第32条の11第１項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者がないこと。

2　条例等利用アプリケーション等の基準

(1)　条例等利用アプリケーションの基準

条例等利用アプリケーションは、次のいずれかとすること。

ア　機構から提供を受ける機構の所有に係るアプリケーション

イ　民間事業者からデータの提供を受け機構が作成したアプリケーション

(2)　条例等利用アプリケーションの搭載等を行うシステムの基準

条例等利用アプリケーションの搭載等を行うシステムは、機構（機構から委託を受けた者を含む。）が整備するものを利用すること。

(3)　条例等利用アプリケーションの搭載等を行うシステムと端末機の通信等の基準

ア　(2)のシステムと民間事業者に設置する条例等利用アプリケーションの搭載等に係る端末機（以下「端末機」という。）は、条例等利用アプリケーションの搭載等に必要な通信のみを許可するよう通信制御を行うこと。

イ　(2)のシステムと端末機を接続する電気通信回線は専用回線を用い、又は専用回線でない場合は、それに準じた通信データの盗取の防止についての必要な対策を講ずること。

ウ　(2)のシステムと端末機の間の通信については、交換するデータの暗号化を実施すること。

(4)　端末機の基準

ア　端末機は、条例等利用アプリケーションの搭載等専用とすること。

イ　端末機にコンピュータウイルス等の不正プログラムが混入されないよう予め防止する措置及び混入されていないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた場合には駆除する措置を講ずること。

ウ　端末機が盗取又は不正に操作されないよう、適切な場所に設置するとともに、端末機の固定等、必要な措置を講ずること。

エ　端末機の管理者を任命し、操作権限が与えられた者を名簿等により明確にすること。

オ　端末機の取扱いに際しては、操作者が正当なアクセス権限を有していることを指紋、手の静脈その他の個人を識別することができる情報により確認すること。また、当該情報を適切に管理し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

カ　オの確認が、やむを得ない事情により著しく困難であると認められる操作者については、端末機の管理を行う責任者の承認を受け、識別符号及び暗証符号により確認すること。この場合においては、当該識別符号及び当該暗証符号の管理方法を定め、操作者は当該管理方法を遵守すること。

キ　端末機を操作した履歴を記録すること。

3　業務等の基準

(1)　規程等の整備

条例等利用アプリケーションの搭載等の業務（以下「業務」という。）について次の事項を規程等により明確かつ適切に定め、かつ、当該規程等に基づき業務を適切に実施すること。

ア　業務の手順

イ　業務に従事する者の責任及び権限並びに指揮命令系統

ウ　業務の一部を他に委託をする場合においては、受託者の名称、住所及び代表者の氏名、委託を行う業務の範囲及び内容並びに受託者による当該業務の実施の状況を管理する方法その他の当該業務の適切な実施を確保するための方法

エ　業務の監査に関する事項

オ　業務に係る記述に関し十分な知識及び経験を有する者の配置